

若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託 企 画 提 案 募 集 要 領

1 目 的

この要領は、「若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託」について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託

(2) 業 務 内 容

- ① 結婚観・家庭観の醸成や結婚に向けた行動を喚起するためのライフデザインセミナーの企画・設計・実施
- ② 男性の家事・育児参画を促進するためのワークショップの企画・設計・実施
詳細は、別添基本仕様書のとおりとする。

(3) 提案上限額

2,278,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各業務の上限額は、①1,370,000 円、②908,000 円（いずれも消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ②山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ③山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規

定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

提出書類	期 限	部 数※
①参加申込書（様式1号） ②事業者概要書（様式2号）	令和7年5月30日（金）午後5時	①1部 ②4部
③企画提案書（様式3号） ④経費見積書（様式4号）	令和7年6月13日（金）午後5時	4部

※部数は、郵送又は持参の場合

(2) 提出方法及び提出先

「10 担当部局」まで郵送又は持参により提出すること。

（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする）

なお、②から④については、電子メール（PDF 形式等の容易に編集ができない形式のものに限る。）による提出も可能とする。

(3) 受付時間（持参の場合）

午前9時から午後5時まで（土日除く）

(4) その他

- ・企画提案に参加する事業者は、提出期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を必ず提出すること（提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない）。
- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式3号に添付して提出すること。

5 審査方法について

山形県が設置する「若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託企画提案審査・選定委員会」（以下「審査会」という。）の審査（原則、書類審査を行い採用候補企画を決定するが、プレゼンテーションにより審査する場合は、別途連絡する。）により、審査会の各委員の審査結果の平均点が60点以上の企画のうち、点数の上位1者を最優秀提案者として選定し、すべての応募者に対して選定結果を通知する。

審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦企画提案の募集を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

6 審査項目、審査の視点並びに配点

(1) 審査項目ごとに採点し、合計100点満点で判定を行うものとする。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	①実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合っているか。 ・事業内容に関する理解度はあるか。	10点
2	②若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）	・セミナーの内容は、事業目的に合致し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフデザイン	10点

		について、前向きな気運を醸成する内容となっているか。	
3		・事業効果を高める工夫がなされているか。 ・参加者を確保するための工夫がなされているか。	15 点
4		・講師等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。 ・講師等は、事業効果に配慮した人材になっているか。	10 点
5	③家事・育児シェアワークショップ（仮称）	・ワークショップの内容は、事業目的に合致し、男女が共に家事・育児を行う重要性について参加者の理解を促進し、夫婦間における家事・育児シェアの促進を図る内容となっているか。	10 点
6		・事業効果を高める工夫がなされているか。 ・参加者を確保するための工夫がなされているか。 ・子育て家庭も参加しやすい工夫がなされているか。	15 点
7		・講師の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。 ・講師は、事業効果に配慮した人材になっているか。	10 点
8	④事業効果測定等の実施	・事業効果測定は、適切な方法となっているか。	10 点
9	⑤実施体制	・企画内容を遂行できる実施体制や、業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。 ・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。 ・概ね過去3年以内に類似の事業を実施した実績があるか。 ・「やまがたスマイル企業認定制度」の認定企業であるか。	5 点
10	⑥経費総括	・事業の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか。 ・積算根拠は事業に必要な経費が明確に示されているか。 ・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか。	5 点
合計			100 点

(2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。ただし上記(1)のNo. 1、2、4、5、7及び8は評価点を2倍、No. 3及び6は評価点を3倍とする。

採点基準	評価点
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
妥当	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

7 企画提案作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和7年5月30日（金）午後5時までとする。

(2) 質問・問合せ方法

- ・企画提案に関する一切の質問等は、「質問票（別紙1）」により行うこと。
- ・質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託・企画提案への問合せ」として10の担当部局あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

(3) 質問・問い合わせへの回答

質問者への回答は、その都度、速やかに、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

8 契約等

(1) 契約締結

- ①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀者」という）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 最優秀者選定後契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。
- (4) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 参加申込書（様式1）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により10の担当部局に提出すること。

10 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 少子化対策担当

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-2318

F A X：023-632-8238

Eメール：ykosodate#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。